

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年7月8日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900151 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000012 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 28 年 4 月から平成 29 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、15 万円から 17 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 4 月までの標準報酬月額については、12 万 6,000 円から 17 万円とする。

平成 28 年 4 月から平成 29 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 4 月から平成 29 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 28 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、15 万円から 17 万円とする。

平成 28 年 2 月及び同年 3 月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 30 年 9 月から平成 31 年 2 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 9 月から平成 31 年 2 月までの標準報酬月額については、22 万円から 24 万円とする。

平成 30 年 9 月から平成 31 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 28 年 2 月 8 日から平成 29 年 5 月 1 日まで  
② 平成 29 年 5 月 1 日から令和元年 7 月 1 日まで

ねんきん定期便に記載された請求期間に係る厚生年金保険料の納付額が給与明細書の厚生年金保険料の控除額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成28年4月から平成29年4月までについては、請求者及びA社が提出した請求者の給料明細表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（平成28年4月から同年8月までは15万円、同年9月から平成29年4月までは12万6,000円）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成28年4月から平成29年4月までの標準報酬月額については、請求者及びA社が提出した給料明細表で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成28年2月8日から平成29年5月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を請求者の主張どおりに年金事務所に提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付についての回答は得られていないが、前述の給料明細表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給料明細表で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、平成28年4月から平成29年4月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成28年2月及び同年3月については、A社が提出した請求者の給料明細表により、平成28年2月及び同年3月の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

なお、平成28年2月及び同年3月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間②については、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるところ、請求期間②のうち、平成30年9月から平成31年2月までについては、請求者及びA社が提出した請求者の給料明細表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（22万円）を上回っていることが確認できることから、平成30年9月から平成31年2月までの標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

4 請求期間②のうち、平成29年5月から平成30年8月まで及び平成31年3月から令和元年

6月までについては、前述の給料明細表により確認できる厚生年金保険料の控除額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金保険法による記録訂正は認められない。

このほか、請求者の平成29年5月から平成30年8月まで及び平成31年3月から令和元年6月までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成29年5月から平成30年8月まで及び平成31年3月から令和元年6月までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900304 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000013 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 2 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日に訂正し、平成 2 年 6 月から同年 10 月までの標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成 2 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 6 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

年金記録では、私の A 社における喪失年月日が平成 2 年 6 月 30 日とされているが、雇用保険では離職日が平成 2 年 10 月 31 日となっている。給与明細書は無いが、給与が振込されていた銀行の通帳が有り、勤務していた期間は引き続き厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 2 年 11 月 1 日に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録により、請求者は、請求期間において A 社に平成 2 年 10 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）は平成 2 年 10 月 28 日と記録されているところ、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（同年 6 月 30 日）の入力処理は、全喪日より後の平成 3 年 2 月 8 日に行われており、これと併せて請求者の平成 2 年 10 月 1 日付けの定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、前述の入力処理日（平成 3 年 2 月 8 日）において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者（請求者を含む 13 人）について、同日付けで遡及した資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A 社に係る商業登記簿謄本により、同社は請求期間において、法人の事業所であったことが確認できることなどから判断すると、同社は全喪日（平成 2 年 10 月 28 日）以降においても事業を継続しており、請求期間については、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 2 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の入力処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日を同年 11 月 1 日とすることが妥当である。

また、平成 2 年 6 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、A 社に係る請求者の厚

生年金保険被保険者記録から、17万円とすることが妥当である。